

第四十八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第八号

昭和四十年二月二十三日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

二月十九日

辞任 和田 鶴一君

補欠選任 沢田 一精君

山本 利壽君

大野木秀次郎君

二月二十三日

辞任 増原 恵吉君

補欠選任 高野 一夫君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

石谷 憲男君

西郷吉之助君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

委員

斎藤 昇君

沢田 一精君

高野 一夫君

加瀬 完君

鈴木 壽君

松本 賢一君

二宮 文造君

市川 房枝君

國務大臣

國務大臣

政府委員

警察庁長官

警察庁保安局長

自治省行政局長

事務局側

江口 俊男君

大津 英男君

佐久間 暹君

常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○市町村の合併の特例に関する法律案(内閣提出)
○銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。二月十九日付、和田鶴一君、山本利壽君が辞任され、沢田一精君、大野木秀次郎君が選任され、本日は、増原恵吉君が辞任され、高野一夫君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 市町村の合併の特例に関する法律案を議題といたします。

すでに提案理由の説明は聴取いたしておりますので、本日は補足して説明を願います。佐久間行政局長。

○政府委員(佐久間暹君) 市町村の合併の特例に関する法律案につきまして補足説明を申し上げます。お手元に御配付申し上げております市町村の合併の特例に関する法律案要綱につきまして御説明を申し上げます。

最初に、この法律案の趣旨でございますが、これにつきましては大臣の提案理由説明の中にも述べられておるのでございますが、昭和二十八年に町村合併促進法が制定されましたから、三十九年に全国的に町村合併の計画を樹立いたしましたこと、合併を推進してまいりましたことは御承知のとおりでございます。その結果、おおむね当初の計画どおりに合併が進捗をいたしましたのでござい

ますが、なお若干残っておりましていわれる未合併町村もございまして、合併されました町村の育成につきまして種々特例を認める必要もございましたので、昭和三十一年に町村合併促進法が失効いたしましたから新市町村建設促進法を御制定いたしまして、引き続き未合併町村の合併及び新市町村の育成につとめてまいりましたのでございす。昭和三十六年に、新市町村建設促進法の中に規定されておりました未合併町村の合併に関する規定は失効いたしましたのでございす。これによりまして町村合併は一段落いたしましたのでございす。しかし、近年におきまして、その後における社会的経済的諸条件の急激なる変化あるいは地域開発に関する諸施策の進展に伴いまして、新たに市町村合併を必要とする事情が生じてまいりました。地域によつては出てまいりましたのでございす。昭和三十七年に北九州五市の合併が問題となりまして、この種、二以上の市が対等合併をいたします場合には、この種、二以上の市が対等合併をいたします場合には、合併がやりやすくなるように関係法律の特例を規定する法的措置を講ずる必要があるということで、市の合併の特例に関する法律が制定されたのでございす。それからまた同年、新産業都市建設促進法が制定されました際に、新産業都市に指定された区域内における市町村の合併につきまして、市の合併特例に関する法律と同様の内容の、合併に関する特例が同法の中に規定されたのでございす。さらに昨年、工業整備特別地域整備促進法が制定されました際に、工業整備特別地域に指定された区域内におきましても、工業整備特別地域に指定された区域内における市町村の合併につきましても同様の措置がとられたのであります。したがって、現在におきましては二以上の市が対等合併をいたします場合には新産業都市または工業整備特別地域に指定された地域内における市町村の合併につきましても、合併に関

する関係法律の特例の措置がなされているわけにございす。また、それ以外の地域におきましても市町村の合併につきましても、そのような特例措置が現在ではない状態になっているわけにございす。しかるに、最近におきましては、それ以外の地域におきましても、市町村行政の広域化の要請に伴いまして、市町村合併をいたしたいという要望が全国的に相当出てまいっているののでございす。政府といたしましては、すでに町村合併促進法のもとにおける積極的な合併の促進の時期はもう過ぎたと考えておりますが、最近のような自主的な合併の動きに対しまして、それらの合併がやりやすいように、市の合併特例に関する法律等に規定されておりますと同様な合併に関する特例措置を、それらの地域における合併につきましても講じておくことが適当であろうという判断をいたしました次第でございす。したがって、この法律案は、広く一般の市町村合併につきましても、従来の市の合併の特例に関する法律等に規定されておりましたと同様な内容の合併の特例を規定いたします。それと同時に、市の合併の特例に関する法律等、同様の規定をいたしておりました法律を、この際整備をいたそうというのがこの法律案の趣旨でございす。

次に、この法律案の適用の対象でございますが、ただいま申し上げましたように、市町村の合併につきましてもすべてを対象にする。ただ政令指定都市、いわゆる六大都市でございす。これは、これは除くことにいたしてあります。これは現在市の合併の特例に関する法律におきましても、六大都市につきましてもこのような特例を講ずることをいたしてありませんので、その例にならうことにいたしたわけでございす。

第三は、合併に関する関係法律の特例措置でございす。内容は、はば市の合併の特例に関する

る法律等に規定されておったものと同様でございますが、二、三あまり実益のない特例は、この際、削ることにいたしております。

次に、市の合併の特例に関する法律等の内容と比較をいたしながら御説明を申し上げます。

第一は、議会の議員の任期及び定数の特例でございます。合併関係市町村の協議によりまして、議会の議員の任期及び定数の増加につきまして、二通りの方法を規定いたしており、そのいずれかを採用し得ることにいたしております。一つは、定数の増加でございます。新設合併の場合に

おきましては、最初に行なわれる選挙の二任期間間は、議員定数を地方自治法に定めております定数の二倍の範囲内で増加することができるようにいたしております。これは従来の法律に規定されておったと同様の内容でございます。次に、編入

合併の場合でございますが、これは編入をする市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、編

入される市町村の議会の議員の増員選挙をできることにいたしておりますが、その増員選挙を行なっています場合の定数が、従前は地方自治法に定めておりました定数の二倍をこえない範囲内で定め得ることになっておりましたのでございますが、

これは實際従来の経験にかんがみますると、定数の二倍をこえない範囲内ということとは、あまり適当ではございませんでしたので、今回は、編入をする市町村の人口と、編入をされる市町村の人口との比率によりまして、編入をされる市町村の区域から選出できる議員の定数を増員できるということに定めたのでございます。

の市が合併する場合を予想いたしておりましたので、従来町村合併促進法で一カ年ときめておりましたのを、二カ年ということに延長をいたしたのでございますが、実際に経験をいたしてみますというところ、合併後二年も議員がそのまま留任できるということになりますというところ、新しい市町村の一体性を確立いたして能率的な市政運営をいたしてまい的上からいたしますと、いろいろと弊害も認められましたので、今回は、町村合併促進法のときと同様に一カ年ということに改めることにいたしております。

次に、編入合併の場合でございますが、これは編入をする市町村の議員の残任期間に相当する期間、編入をされる市町村の議員が留任できるというところでございます。これは従来と同様でございます。

次に、農業委員会の委員の任期及び定数の特例でございますが、市町村の議会の議員の任期及び定数につきましては特例を設けましたと同様な趣旨から、農業委員会の委員の任期及び定数につきましても特例を設けております。特例の内容につきましては、これは従来市の合併の特例に関する法律等できめられておりましたのと同様でございます。

次は、職員的身分取り扱いに関するところでございますが、合併関係市町村の一般職員の身分は、これを合併市町村の職員に引き継ぐように措置しなければならぬという趣旨の規定を設けることにいたしております。これも従来の市の合併の特例に関する法律等に規定されておりましたものと

同様でございます。

次は、地方税の不均一課税でございます。合併の行なわれました年度及びこれに続く三カ年度に限って不均一課税をするということができるとにいたしておりますが、これも市町村合併の特別に関する法律等に規定されておりましたところと同様でございます。

次は、地方交付税の算定の特例でございますが、合併が行なわれました年度及びこれに続く

五カ年度に限りまして、合併関係町村が合併をしたことよって地方交付税の算定が不利にならないように、従来の区域をもって存続していた場合合算と同様な算定方法をするにいたしてあります。これも市の合併の特例に関する法律等に規定されておりました内容と同様でございます。

次は、災害復旧事業費の国庫負担等の特例でございます。これは、合併が行なわれました年及びこれに続く五カ年以内に生じた災害等に対して、その市町村の財政力に応じまして国庫負担等の補助率のかさ上げをするわけでございますが、その場合に、合併によりまして不利益のないように措置をしようということでございまして、これ

も市の合併の特例に関する法律等に規定されておりましたのと同様な内容でございます。

次は、都道府県議会の議員の選挙区に関することでございます。合併が行なわれましても、都道府県議会の議員の、次の一般選挙によって選挙をされました議員の任期は、従前の例によるとということにいたしております。これも市の合併の特例

次は、衆議院議員の選挙区に関するところでございます。合併がきまりましたが、公職選挙法別表が更正されるまでの間は、従前の選挙区によることにいたしております。これも市の合併の特例に関する法律に規定されておりましたものと同様でございます。

以上が、合併に関する関係法律の特例措置でございます。

第四は、市町村建設計画の作成等でございますが、合併をしようとする市町村は、合併協議会を置きまして、市町村建設計画を作成し、及び市町村の合併に関する協議を行なうものとするに

に、地方自治法に対する組織上の特例を規定をいたしております。この協議会並びに建設計画につきましても、これも市の合併の特例に関する法律に規定されておりましたと同様の内容を、規定をやや簡素化したしております。

第五は、国・都道府県等の協力に関するところでございますが、国・都道府県及び公共の団体は——公共的団体と申しますと電電公社等でありますが——合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるようにつとめなければならぬものとするという訓示規定を設けております。これも現在市の合併の特例に関する法律に規定されておりますものとはほぼ同様のものがございます。

次に、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は——ここで言う公共的団体は市町村の区域内のものでございますから、たとえば農協等でありますが——市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備をはかるようにつとめなければならないものとするという、これまた訓示規定を設けることと

第六は、この法律の制定に関連をいたしまして、他の関係法律の改廃等に関するところでございます。冒頭に申し上げましたような趣旨で、この法律を広く市町村の合併に関する特例をきめたものと規定されておりましたと同様のものでございます。

のといいましたので、関係の法律は整理をいたすことにいたしましたわけでございます。町村合併促進法、これは現在ほとんど失効をいたしておりますが、なおこの際、形式的に廃止することにした。新市町村建設促進法も大部分の規定が現在すでに失効をいたしておりますが、この際、完全に廃止することにした。市の合併の特例に関する法律は、この法律に吸収をいたしましたので、これもまた廃止することにした。

次は、新産業都市建設促進法と工業整備特別地域整備促進法でございますが、この両法律の中には、これらの区域内において行なわれます市町村の合

併に関しまして、合併の特例を定めておるわけでございまして、それらの条項を削除いたしまして、これらのものをこの法律に吸収することにいたしましたわけでございます。次は、地方自治法の一部を改正する法律でございます。これは昭和二十九年の法律でございますが、この昭和二十九年の地方自治法の一部改正におきまして、地方制度調査会の答申に基づきまして、市の人口要件を従来三万でございましたものを五万に引き上げることになったのでございます。ただその際、現に都道府県の区域内のすべての市町村を通ずる市町村合併に関しまして、都道府県知事が計画を定めておりまして、その計画に基づいて処分の申請がなされずものにつきましては、経過措置といたしまして、従来どおり人口三万でも差しつかえないという規定を設けておいたのでございます。しかし、すでにそのとき以来十年たちまして、これに該当をするようなケースも現在ほとんどなくなつてきておりますので、この特例措置を昭和四十一年三月三十一日限り廃止することにいたしましたというものでございます。

次は、経過規定でございますが、新産業都市建設促進法あるいは工業整備特別地域整備促進法の合併の特例に関する規定を、前申しましたとおり削除いたしまして、この法律に吸収することにいたしましたわけでございます。その中で、若干特例の違ひ点がございまして、一つは、先ほど申しましたような議員が留任できます期間が二年となつておりましたのを、この法律では一年ということに短縮をいたしましたような点でございますが、そこで、現在、現行法をもとにいたしまして合併の計画を考へておる地域もあろうかと思ひますので、ここで二年間は、なお新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法に指定されておりますものの規定によるということにいたしましたわけでございます。そのほか所要の経過措置を定めております。

第七は、施行期日及び有効期間でございますが、施行期日は公布の日から施行するということにいたしております。有効期間でございますが、公布の日から起算して十年を経過したときに効力を失ふということにいたしております。これは内容が各関係法律の特例を定めております法律の性格にかんがみまして、当分の間の措置といたしたいと考えておるわけでございます。で、市の合併の特例に関する法律が十年間という有効期限でございましたものを参考をいたしまして、一応十年ということにいたそうと思つておるわけでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。

○委員長(天坊裕彦君) 本件についての質疑は後日に譲りたいと存じます。

(速記をやめて)

(速記中止)

○委員長(天坊裕彦君) 速記をつけて。

○委員長(天坊裕彦君) 次は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 大臣に、私今回の法改正に関連をしまして、暴力団対策につきましていろいろお尋ねをしたいと思つておりましたが、実は大臣もいまお見えになりまして、私も時間の関係で続けてはお尋ねをするひまがなくなりましたものですから、一言だけ申し上げて大臣の暴力団対策に対する決意のほどをお伺いをいたしたいと思ひます。

銃砲刀剣のいまの法の改正なんかも、結局するところは、現在の暴力団に対する予防措置を講じたい、こういうことであらうと思ひますし、さらに、いま非常に大きな問題になっております暴力団の対策、こういうことが中心になっていられるうと思つております。私も、この法の改正によつて直ちに暴力団が使うピストルとか銃砲等が心配のないような状態になれると思つておりませんし、そういう意味では効果という点になりまして、たいしたことはないのじゃないかと思ふのであります。

であります。問題は、こういう改正なり、そういうこともござることながら、一体、いまの暴力団あるいはそういうものに関連する暴力行為といふものをいかに絶滅するようにしていくかという、こういう問題にならうと思ふのであります。特に私は、暴力団の存在をこのように形で置いていいのかがどうか、こういうことになると思ひますが、昨年来暴力団の対策を取り上げて、徹底的にやつていくのだ、こういう方針を打ち出し、それぞれまた検挙その他からいつても相当の実績を示しておるようであります。たいへんけっこうなことだと思ひますが、大臣が就任なされた際の当委員会におきまして、あいつと申しますか、その中にも、暴力団の取り締まりについてはもう嚴重にやるのだ、こういうふうな言つておられますが、現在まで約一年やつてこられたわけでありまして、今後の暴力団対策につきまして、ひとつ大臣の考えておるところ、決意のほどを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 私就任のときにも申し上げましたとおり、現在におきましても、暴力団の組織といふものをなくし、また暴力行為といふものをひとつなくしたいという熱意のもとに現在行なつておるところでございます。御指摘のように、その後の検挙の実績も相当上がりつづけるのじゃないか、こう思つておるわけでありまして、これはなかなかそう一朝一夕にというわけにもまゐりませんので、今後とも熱意をもつて続けていく所存でございます。

○鈴木壽君 暴力団というふうな、こういう存在が、いまの日本のようにこういう形で許されている、と言つたら、ことが過ぎるかもしれない、と、こういうふうな存在していることは、まことに私恥ずかしいことだと思ふのであります。これは何とやらあつちの手を打つて暴力団の絶滅を期していかなきゃならぬと思ひますし、大臣は、さらに今後も続けてまいりたいという、こういう決意のようでございますが、単に暴力団の暴力行為等を取り締まつたり、あるいは検挙した

り、銃砲の不法所持をとがめたり、そういうことだけでは、これはとても暴力団あるいはそれに伴う暴力行為といふようなものを取り締まることは私ではできないのじゃないか、絶滅を期することはできないのじゃないか、残念ながらいまの日本では、暴力団の存在を許すような、培養と言つちや少し言い過ぎかもしれませんが、何か育つていくような素地といふものがあるのじゃないか。たとえば最近特に問題になっております興行界との関係、あるいは財界、企業等から金を得ておる、こういう状況、あるいは一部いわれておる政治家との関係といふふうなこと、私、これは政治家との関係についてははっきりした証拠はつかんでおりませんが、よくいわれておること、で、そういうふうなことからいまして、非常に私はこういう状況といふものは困つたことだと思ふのであります。こういうことに對しては、私はいわゆる根本にメスを入れるといふところまで不退転の決意でやつていただくことが暴力団対策の一番大きな問題じゃなからうかと思ふのであります。その点についての御見解はいかがですか。

○国務大臣(吉武恵市君) お話のように、何とかしてこれをなくしたいのであります。が、やはりそれは警察の取り締まりといふようなことだけでは、なかなかむずかしい問題で、やはり一般の世論といふものが、国民の支持といふものも必要であるし、また、先ほど申しましたように、絶えず熱意を持って続けていくことではなれば、なかなか目的を達し得ない、こう思つております。それには、先ほど申しました各方面の御協力といふものを私どもは期待しておる次第でございます。

○鈴木壽君 結局いまの段階は、暴力取り締まりといつても、頼るところは警察しかないと思ひます。直接的には、大きな権限と力を持つている警察を頼るしか、いまのところないと思ふのです。警察では、さつきも申しましたように、昨年の初めから特別な体制をしいて極力やつていられるのであります。しかしいろいろな壁にぶつ

かるということをいわれているようであります。これは私は新聞でだけ見たその範囲でしかありませんが、じゃ一体そういう壁がどういうものか、実体はよくわかりませんが、さつきちよつと触れ

るために犯罪の捜査というものが伸びていかないというような意味の壁は、私はないものと考えておりまするし、そういうことは一回も連絡なり報告なりを受けた記憶がございません。

ましたように、財界とのつながりとか、あるいは一部政界とのつながり、政治家とのつながり、そういうものもずいぶんあるように取りざたされておりますが、こういうことに対しては、私は遠慮もなく徹底的に追上げていくという、そういうことがぜひ必要だと思ふのであります。その点、これは長官からでもよろしうございますけれども、捜査なり検挙なり、いろいろなことをやってきた実態の上から、いま私が申しましたような問題、あるのかないのか、壁というのは一体あるのかないのか、あったら、これをどうするかということ

○鈴木露君　これはいま私出して読み上げてもいいのですが、一線担当の人たちが、ある壁にぶつかる、あるいは一つの捜査の限界があるのだということを言っているという記事が新聞にありますのですが、警視庁の某幹部がこう言ったとかいいうような……。私どもそれを見ますと、何か非常にふしぎな、そしてまた心配な気持ちにならざるを得ないわけですね。いま長官はそういうことはないのだと、こういうふうにおっしゃっていますが、少なくともああいう新聞記事を見る人たちにすれば、私もその一人ですが、これはやはり何かある

とについての所見を聞いておきたいと思います。

○政府委員（江口俊男君） まあいりいろいろな犯罪の捜査にそれぞれ困難な壁というものがあるのは共通の事象でございますが、おっしゃる意味が、ある特定の政治家に結びついている、あるいはある有名な財界人に結びついているために、こちらの

んじゃないだろうかと、こういうふうにも思わざるを得ませんが、私はそれ以上のものを何もつかんでおりません。まあ長官はそういうことはあり得ない、ないと言うし、これは私それを信じたと思います。が、もし、さっき言ったような意味での、私の申し上げたような意味での壁ということも

ほうの捜査というものが阻害されるというような壁という意味でございしますれば、それはございません、そういう壁は。ただ、常識的にあれとあれとは仲がいい、どう考えてもAがやったならばBが糸を引いているに違いないというような常識というものが行なわれていて、しかも犯罪の捜査は

のがあったにしても、これはもうくじけないで、ひとつ勇敢にやってもらいたいと思うのです。そういう意味で皆さんのこれからのお仕事に対するまあ鞭撻と言っちゃ少しことばがきざに聞こえるかもしれませんが、そういう意味で私は申し上げておるのでありますが、そうでないと、人心の不

そこまで伸びないということを称して壁と申しますなら、それは法律と常識というか、常識との間の壁というものがあるわけであります。Aという人間の暴力行為がBという者にくっついていいるだろうということを想像できても、その間の解明というものができなければ、Bという者まで

安なりあるいはいま問題になっておる暴力団対策というものも、結局はまたしりすばみになってしまふ。どこかに変な形で、形はあるいは解散とかあるいは廃業とかというようなことを言っても、どこかでまた温存された形で悪の根がちゃんと残っているのだと、こういうことに私なると思ひ

は及ばないというような意味の、世間の期待に直接こたえ得ないというような意味の壁は、もちろんございます。まあそういう意味でございませう。暴力団の犯罪捜査上の壁がそういう点にあるということは言えると思いますけれども、冒頭に申し上げたように、特定の有名な人間が介在す

○林虎雄君　大臣に一言承つておきたいと思ひますので、そういう意味で私今後の警察さらに公安委員長としての決意のほどをお伺いしたいと思つてさつきから二、三申し上げているところでありますが、時間の関係もございしますので、私これだけで大臣に対する質問を終わります。

すが、この法律案の趣旨についてはおおむね妥当だと思いますが、すでに各委員からの質疑中にも取り上げられた問題であります。第三章の火なすわ銃とかその他古式鉄砲、つまり実際にはもう実

害のないような骨とう品的なものまで取り締まりの対象にされているわけですね。ですから、これはむしろ実害がないのだから、はずしたほうがよからうという意見が相当あったわけです。しかし、情性でこうなったと思いますけれども、これをそのまま置きますと、たとえば相続等によりまして何ら悪意がなく、不用意に届け出期間を過ぎてしまった場合に罰則規定に触れるわけです。したがって、必要ないものをこの法律の中に入れておくことはどうかと思いますけれども、現在こうなっておりますのは、これはやむを得ないと思い

ますが、将来、何ら実害のないようなものでありますから、これを削除したらよろうと思います
が、今後適当に、法の改正の機会等に、あらためて検討していただきたいと思うのですが、大臣のお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(吉武恵市君) 火なわ銃等につきまし

ての御意見は、ごもっともな点もあるうかと思
います。ただ、私どもといたしましては、そうい
うものでありましても危険が伴うおそれもござい
ますので、こういうふうな措置をとったのでござ
います。将来、文化財保護委員会等とも十分
連絡をとりまして検討いたすつもりでござい

ます。

○松本賢一君　ちよつと補足的に。いまの大臣のおことばで大体了解できるのですけれども、危険が伴うおそれがあるということですね。どう考えても考えられないのですよ。それはたまを込めて撃てば飛びますよ、それはね。ですけれども、そ

ういうことをやるのはこれは見せものとして見学したいという人に見せるぐらいのことはやるかもしれないけれども、しかし、それを暴力団が利用するとか、また、あやまってそれで撃つて人を殺したりするとうようなことは、それは実例は皆無だと思うわけなんで、そういうことからすれ

ば、こういうものは即刻取り締まりなんというようないかめじい法律からはずしてしまつて、文化財として自慢したい人はどこかへ届け出をし、そうでない人は親譲りにして大事に持っていればい

いじゃないかということにすればいいのであつて、私は、法律というものは世の中を窮屈にするためにあるのじゃなくて、世の中を明るくするためにあるのだから、こういう危険のないものはそういう取り締まりなんというような対象からははずしてしまわれるのがいいのじゃないか。私は、今日この際はずすてくれという申請はいたしませんけれども、こういう法律を改正される機会に、必ずひとつ考えてもらいたいと思うのです。御答弁があったらしていただきたいと思うのですが、なければけっこうでございます。

○委員長(天坊裕彦君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認めます。

次回は二月二十五日木曜日午前十時に開会の予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。
 午前十一時二十八分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
 一、地方交付税の税率引上げに関する請願（第

七三二号(第七三八号)(第七五一号)(第七六〇号)
一、地方財政法改正に伴う財源措置強化に関する請願(第七六七号)
一、貸切バスの自動車税増税反対に関する請願(第七六八号)

第七三二号 昭和四十年二月八日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 高知県吾川郡春野村長 横田百喜
紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七三八号 昭和四十年二月九日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)

請願者 鹿児島県揖保郡山川町議会議長
若山哲夫外三名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七五一号 昭和四十年二月十日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 鹿児島県大島郡十島村議会議長
永田 万造

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七六〇号 昭和四十年二月十日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 宮崎県東臼杵郡東郷村長 黒木松
美外十六名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七六七号 昭和四十年二月十日受理

地方財政法改正に伴う財源措置強化に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 坂元親男

紹介議員 平島 敏夫君

地方における教育施策の充実に期するため、
地方財政法の改正に即応する財源措置を講ぜられ
るよう要望するとの請願。

理由

高校教育の充実にについては、将来の日本を担う青
少年教育にとつて最も重要な課題であり、これが
ため国の適切な財政措置が強く要望されるところ
である。しかるに地方財政法改正による政府の措
置は結果的には窮乏せざる地方財政をますます
す圧迫し、これがため高等学校諸施設充実につ
いて、十分な施策を講じ得られない傾向をおびる
に至つたことは、高校教育将来のためまことに憂慮

にたえない。

第七六八号 昭和四十年二月十一日受理

貸切バスの自動車税増税反対に関する請願

請願者 東京都港区芝南佐久間町二ノ四
イースタンモーター株式会社取
締役社長 藤本威宏

紹介議員 太田 正孝君

貸切バスの自動車税五十パーセント増税案の撤回
に格別なる御高配を賜りたいとの請願

理由

一、貸切バス業は運輸省の免許を要する公益事業
で、運賃の改定については政府の物価政策から
公共料金の範囲内として抑制を受けているの
に、運賃に影響を及ぼすおそれのある自動車税
を引き上げるとは政府内部の考え方に矛盾が
ある。

二、政府は運賃の改定にあつて、わずか十パー
セント前後の引上げに対しても物価の上昇ムー
ドを起こすものとしてこれをおさえようとして
いるにもかかわらず、一挙に五十パーセントの
高率の自動車税の増税案を計上することは、政
府自身が物価上昇のムードをつくつてゐるもの
である。

三、貸切バスは、国民生活の現水準よりしてぜい
たくなものとの見解には承服できない。貸切バ
スは、鉄道の果たし得ない本質的な機動的利便
によつて発達したもので、輸送の対象は学生、
生徒の修学旅行、宗教団体等の堅実な輸送が多
く、ぜいたく視することは当を得ない。

四、貸切バスの使用の中には一部観光地を目的と
するものもあるが、それ故に増税することは、
健全なリクリエーションを奨励している政府の
観光振興策と矛盾する。

五、貸切バスには担税力があるというが、使用者
の旅客自身にはその力があつても、増税分は運
賃に転かすまでに至らず、増税分はすべて貸
切バス業者の負担となる。貸切バス業者は、近
年相次ぐ地方道路税、軽油引取税などの増税

と、人件費その他諸経費の高騰によつて事業経
営は極度に困窮し、大半が赤字経営で、これ以
上の増税の負担には耐え得ない。

第六号中正誤

ページ

誤

正

終わり

四から

五

二

一

ならない

やろべき

やろべき

第四号十三ペー

昭和四十年二月二十六日印刷

昭和四十年二月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局